

(第58号議案)

中野区立学童クラブ条例新旧対照表

改正案		現行	
第1条～第8条 (略)		第1条～第8条 (略)	
附 則 (略)		附 則 (略)	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
中野区立みなみの学童クラブ ～ 中野区立啓明学童クラブ	(略)	中野区立みなみの学童クラブ ～ 中野区立啓明学童クラブ	(略)
中野区立大和学童クラブ	東京都中野区若宮三丁目54番7号	中野区立大和学童クラブ	東京都中野区大和町四丁目14番9号
中野区立西中野学童クラブ ～ 中野区立南台学童クラブ	(略)	中野区立西中野学童クラブ ～ 中野区立南台学童クラブ	(略)
附 則 <u>この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。</u>			